

## 赤土流出等による河川及び海岸の環境調査事業を求める要請決議

我が八重山諸島の農業漁業・農村漁村は、生産活動を通じ自然環境の保全や八重山の伝統文化の形成など多面的な役割を果たしております。

石垣市では、降雨時に赤土等が河川を通じて周辺海域に流出することにより、サンゴ礁の美しい海や河川を汚濁し、生態系へ影響を与え、水産資源や自然環境など、私たちとのかけがえのない交流の場を損ないつつあり、水産業及び観光産業などにも悪影響を及ぼしており重大な問題となっております。

沖縄県においては平成7年度に赤土等流出防止条例を施行し、県全体の赤土等流出量は条例施行前の平成5年度は年間約50万トンから平成23年度は約30万トンまで削減され一定の成果が得られております。

平成24年度の沖縄県の事業では、沖縄振興一括交付金を活用し、当市の川平湾において閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業が行われ、堆積している泥の量は東京ドーム1.3個分の約160万立方メートルと調査で分かっております。その後の調査で浚渫などの赤土除去工事は不適切との検討結果を報告し、陸からの赤土流出対策を強化しながら、サンゴ礁などの回復を自然に待つ方針を決めております。

しかしながら、赤土等の流出などによって堆積された河川や河口付近の環境調査は不十分であります。また、水利事業や土地改良事業が行われてきた県内で最も赤土流出が激しい河川として知られる県下第4位の流域面積をもった宮良川は2級河川であり、昨年策定された沖縄県赤土等流出防止対策基本計画には宮良川を含む12箇所中9箇所が重点監視地域に指定されております。

よって、当市議会は、赤土流出等による弊害や現状を把握するため河川及び海岸の環境調査の実施をしていただきますよう強く要請いたします。

以上、決議する。

平成26年3月27日

石垣市議会

あて先

沖縄県知事、沖縄県議会議長、地元選出県議会議員